

○南相木村インターンシップ事業実施要領

令和7年9月22日要領第3号

南相木村インターンシップ事業実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、南相木村(以下「村」という。)が就業体験(以下「インターンシップ」という。)の機会を提供することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 インターンシップの対象者は、学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づき設置された大学院、大学、短期大学、高等専門学校、高等学校(以下「大学等」という。)に在学する学生及び社会人(以下「実習生」という。)とする。

(受入手続等)

第3条 インターンシップの受入を希望する実習生は、南相木村インターンシップ申込書(様式第1号)及び誓約書(様式第2号)を在学する大学等を通じて、村長に提出しなければならない。

2 村長は、前項に規定する申込書の提出があったときは、受入の可否を決定し、その旨を大学等又は本人に南相木村インターンシップ受入可否決定通知書(様式第3号)により通知するものとする。

3 村長は、前項の決定を行うときは、次の事項に留意するものとする。

(1) 希望するインターンシップの内容が村で受入可能な業務内容と一致していること。

(2) 村が行う業務に支障がないこと。

(受入期間等)

第4条 インターンシップの受入期間及び申込期間は、村長が別に定める。

(報酬等)

第5条 村は、第3条第2項の規定によりインターンシップの受入が決定した実習生に対して報酬、賃金、手当及び旅費その他一切の金品を支給しない。

(実習生の身分)

第6条 村は、実習生に対し村職員としての身分を付与しないものとする。

(実習の中止)

第7条 村長は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、実習を中止することができる。

(1) 実習生が誓約書の規定に従わないとき。

(2) 実習生が正当な理由なく、実習に参加しないとき。

(3) 村の業務に支障を来すと認められる事態が生じたとき。

(4) その他実習を継続することが困難な事由が生じたとき。

(補則)

第8条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この要領は、告示の日から施行する。

様式第1号(第3条関係)

年 月 日

(学生記入欄)

ふりがな			
氏 名			
大 学 等 学部学科・学年			
現 住 所	〒 ー		
携 帯 番 号		E-mail	
緊急連絡先 (住所・氏名・連絡先)			
インターンシップ 参加目的			
希 望 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日		
実習先の希望			
自 己 P R			

(大学等記入欄)

所 在 地			
担 当 部 署			
担当者氏名			
連 絡 先		E-mail	
南相木村インターンシップ実施要領について同意するとともに、上記学生のインターンシップへの参加を申し込みます。			
年 月 日			
大学等名称			
代表者名			印

様式第2号(第3条関係)

誓 約 書

年 月 日

南相木村長 様

大学等名

(学校・学部・学科)

氏名

印

大学等代表者名

印

私どもは、南相木村においてインターンシップするにあたり、下記事項を遵守することを誓います。

記

- 1 南相木村職員の指示に従い、実習期間中は、実習に専念すること。
- 2 実習期間中は、村職員が遵守すべき法令、条例等を遵守すること。
- 3 南相木村の信用を傷つけ、又は不名誉となる行為は行わないこと。
- 4 実習において知り得た秘密を第三者に漏らさないこと。実習終了後においても同様とすること。
- 5 実習中の事故に備えて、損害保険及び賠償責任保険に加入し、実習中の事故等については、在学する大学等及び自らの責任において対応すること。
- 6 故意又は過失により村又は第三者に損害を与えたときは、在学する大学等及び自らが賠償すること。

様式第3号(第3条関係)

南相木村インターンシップ受入可否決定通知書

年 月 日

様

南相木村長

年 月 日付けで申込のあった南相木村インターンシップ事業について
下記のとおり決定しましたので通知します。

記

1 受入の可否 受入を（ 可 ・ 否 ）とします。

2 受入に関する事項（受入を可とする場合）

（1）受入対象学生

氏 名

生年月日

学部学科

（2）受入期間

年 月 日（ ）～ 年 月 日（ ）

（3）受入部署

（4）備 考